

令和5年度 届出を要する食品関係営業施設の監視指導状況

業 種 ・ ランク		区 分	監視対象 施設数	監視 目標数	監視実施 施設数	監視率
集団給食施設		B	6	6	1	17%
		C	184	92	48	52%
		D	98	17	16	94%
計			288	115	65	57%

業 種 ・ ランク		区 分	監視対象 施設数	監視実施 施設数
旧許可業種であつた営業	魚介類販売業 (包装済み魚介類のみの販売)	E	53	24
	食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)	E	87	33
	乳類販売業	E	146	27
	氷雪販売業	E	4	1
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	E	215	10
販売業	弁当販売業	E	16	14
	野菜果物販売業	E	165	17
	米穀類販売業	E	34	0
	通信販売・訪問販売による販売業	E	19	2
	コンビニエンスストア	E	177	11
	百貨店・総合スーパー	E	139	125
	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動 洗浄・屋内設置)を除く。)	E	110	1
	その他の食料・飲料販売業	E	350	116
製造・加工業	添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた 添加物の製造を除く。)	E	3	0
	いわゆる健康食品の製造・加工業	E	5	0
	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	E	18	1
	農産保存食料品製造・加工業	E	193	7
	調味料製造・加工業	E	45	6
	糖類製造・加工業	E	27	0
	精穀・製粉業	E	28	2
	製茶業	E	138	0
	海藻製造・加工業	E	6	2
	卵選別包装業	E	7	2
	その他の食料品製造・加工業	E	1,028	33
	行商	E	58	2
第68条第3項において準用されるもの(改正後の法 第68条第3項による改正後の法 第68条第3項において準用されるものをきむ)	上記以外のもの			
	器具・容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は 容器包装の製造・加工に限る。)	E	15	0
	露天、仮設店舗等における飲食の 提供のうち、営業とみなされないもの その他	E	1	0
	その他	E	7	2
計			3,094	438

業 種 ・ ランク		区 分	監視対象 施設数	監視 目標数	監視実施 施設数	監視率
過去2年間に行政処分を受けた施設		A	1	2	0	0%